長崎地方最低賃金審議会　第１回運営小委員会議事録
（令和８年９月３日　午後１時 55 分～午後５時 05 分）　小委員会１

１．開会 江上補佐	定刻前ではございますが、出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただいまから、長崎地方最低賃金審議会第 1 回運営小委員会を開催いたします。 議事に入るまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 まず、運営小委員会の委員の出席状況について報告させていただきます。 本日は、運営小委員会委員９名のうち９名の委員にご出席をいただいておりますので、運営小委員会規程第２条の規定に基づく、運営小委員会開催に必要な定足数を満たしており、本小委員会が有効に成立していることを報告いたします。 会議に先立ちまして、労働基準部長松野よりご挨拶申し上げます。
松野労働基準部長	先般の地域別最低賃金の審議につきましては、全会一致での答申を賜り、厚く御礼申し上げます。 本日は、地域別最低賃金に引き続き、長崎県における主要産業である船舶製造・修理業、舶用機関製造業等の特定（産業別）最低賃金額について、必要性の有無の審議をお願いすることとしております。 本日、必要性の有無についてご審議いただく産業につきましては、いずれも労働組合から申請が上がっているものであります。 それぞれのお立場から、根拠資料を用いていただくなど、慎重に審議していただきたいと願っているところであります。 どうぞよろしくお願い申し上げます。
２．運営小委員会会長の選出 江上補佐	運営小委員会会長についてですが、運営小委員会規程第３条により、「審議会会長は委員会の議長となり、議事を整理する。」と規定されております。 よって、審議会会長が当小委員会の会長となりますので、議事の進行を深浦会長にお願いしたいと思います。 早速ですが、深浦会長にご挨拶いただきまして、以後の議事進行をお願いいたします。
３．小委員会	

会長挨拶 深浦会長	私からも、先般の審議に関しまして、本当に積極的かつ合理的ないろいろな判断をいただきました。 これについては厚く御礼を申し上げます。 特定最低賃金の必要性の有無に関しましては、これまでは本審の中で行っておりましたけれども、昨年度より運営小委員会を設置いたしまして、丁寧かつ細目にわたる審議を行うということで執り行っております。 委員の皆様のご協力をいただきまして、円滑に審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、これに関しましても、ぜひ全会一致を目指してご協力をお願いしたいと思います。 議題に入る前に、運営小委員会の取り扱いについての取り決めをしておきたいと思います。 まず、小委員会の公開・非公開についてですけれども、第 1 回本審の中で事務局より説明しておりますけれど、昨年度は非公開としておりました。 今年度は、議事録を含め公開として、全体協議を除く二者協議の場については、非公開の取り扱いにしておきたいと思います。 また、特定最低賃金の改正の必要性審議は、これまでどおり全会一致を原則とすることから、運営小委員会においても同様の取り扱いにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
深浦会長	それでは、特にご意見がないようですので、全体協議や議事録は公開として、二者の個別協議の場については非公開の取り扱いにしたいと思います。 また、決議においては、全会一致を原則とするということで取り扱いたいと思います。
４．議題 （１）特定最低賃金について 深浦会長	早速議題に入りたいと思います。 最初の議題、特定最低賃金についてですけれど、特定最低賃金の制度につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

木場室長	特定最低賃金について、地方最低賃金審議会委員説明資料＜特定最低賃金編＞により説明したいと思います。 資料の２ページの１　特定最低賃金について、一つ目の〇ですが、地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せをするものとなります。 ※ですが、特定最低賃金が設定された場合でも、使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていません。 二つ目の〇ですが、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定されるものとなります。 最低賃金法第 16 条において、「特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない。」とされています。 三つ目の〇ですが、令和８年４月１日現在、全国で 223 件設定されていますが、うち地域別最低賃金を上回っているのは 112 件となります。 概ね都道府県の産業別最低賃金に適用されています。 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められています。 次に２ページの中程以降になりますが、特定最低賃金と地域別最低賃金との比較についてです。 役割と機能についてですが、特定最低賃金は「〇企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの。地域別最低賃金は「〇すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット」となっています。 適用対象者については、特定最低賃金は「〇産業又は職業ごとに適用」され、地域別最低賃金は「〇産業・職業を問わずすべての労働者に適用され、〇都道府県ごとに適用」されています。 決定方式についてですが、特定最低賃金は「〇関係労使の申出により新設、改正又は廃止について検討されることとなります。また、〇新設、改正・廃止を含めその運用は労使のイニシアティブによる」とされています。 地域別最低賃金は「〇行政機関に決定を義務付け（全国各地域について必ず決定されなければならない)」となっています。 続きまして、３ページは特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件について示されておりますが、労使のイニシアティブによる取組が重要となります。

	４ページは特定最低賃金の現状となります。 件数については、２ページで説明したとおりとなりますが、令和８年４月１日現在、全国で 223 件設定されていますが、うち地域別最低賃金を上回っているのは 112 件となっています。 ５ページは特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れとなります。 特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の決議に至るよう努力するものとされています。 ６ページは令和７年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果となります。 令和７年４月時点で 224 件の特定最低賃金があり、そのうち改正申出は 188 件、うち 112 件が必要性あり、73 件が必要性なしとなっています。 また、36 件は改正の申出がなされておりません。 ７ページ、８ページは特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について掲載されています。 平成 10 年 12 月 10 日付け、及び平成 14 年 12 月６日付けの中央最低賃金審議会における全員協議会報告が示されています。 ９ページは特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例が示されています。
深浦会長	ただいま説明ございましたけれども、何かご質問ございますか。 よろしいでしょうか。
峯下委員	６ページ目のところで、「要件未充足３件」とございますけれども、これ、昨年の長崎も入っていますか。
木場室長	入っておりません。
深浦会長	その他、いかがですか。よろしいでしょうか。
各委員	＜意見なし＞
（２）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について	
深浦会長	次の議題に入りたいと思います。

	長崎県特定最低賃金改正の必要性についてです。 事務局から資料等の説明をお願いいたします。
木場室長	資料No.１をご覧ください。 ３業種それぞれの関係労働組合から、令和８年７月１日に提出されました特定最低賃金の改正の申出書の写しを配布しております。 申出の理由として、はん用機械器具等及び船舶等製造業最低賃金については、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね３分の１に達していること、電子部品等製造業最低賃金については、公正競争を確保する観点から、最賃の適用を受ける労働者のおおむね３分の１以上の合意を得ていること、また、当該産業は主要産業であり、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと、といった内容となっております。 改正申し出の具体的な理由等につきましては、参考人意見聴取の後に、労働者側委員より説明をいただくこととなっております。 資料ナンバー２は、長崎県最低賃金基礎調査です。 特定最低賃金３業種ごとに資料を添付しておりますが、資料１ページのはん用機械器具を例に見ていただきますと、資料の２ページには最低賃金引上額・率と影響率の関係表を添付しております。 ３ページから７ページには基礎調査の総括表を添付しております。 また、８ページには総括表を見やすくした「最低賃金基礎調査結果 労働者数による復元」を、９ページには総括表の数字をグラフで表した「各賃金階級における労働者数と累計の分布」を添付しております。 基本的な表の見方につきましては、地域別最低賃金の場合と同様となります。 次に、資料ナンバー３、各種指標等をご覧ください。 １ページの資料番号１は、長崎経済研究所発行の「ながさき経済」等から過去のデータを取りまとめて、賃金室にて作成しました。 業種別に見た学歴別初任給、長崎県の主要鉱工業生産指数、主要生産関連指標等の資料です。
深浦会長	何かご質問ありますか。 よろしいですか。
各委員	＜意見なし＞
① 参考人意見聴取	

深浦会長	早速、参考人の意見聴取を行いたいと思います。 参考人の意見聴取については、その内容に企業の機微な情報が含まれているというふうに判断されますので、運営規程第６条第１項ただし書きの規定に基づいて、非公開の取り扱いとするところですけれども、今回、参考人の方より「公開をしても構わない」というご意見をいただいておりますので、これについては私の判断として公開とさせていただきます。 意見聴取の方法につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	資料ナンバー４の裏面の「特定産業別最低賃金参考人意見聴取団体一覧表」をご覧ください。 本日は、労働者側から推薦のありました２名の参考人からご意見を聴取させていただく予定にしております。 意見聴取につきましては､最初の15分程度で､資料ナンバー４の２ページ以降にあります「長崎県特定産業別最低賃金に係る景況について」に基づきまして意見を述べていただき、その後、委員の皆様との質疑応答を 10 分程度行っていただく形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
深浦会長	ありがとうございます。 すみません、ちょっと聞き忘れたのですが、こちらの資料は、後で何か使うということですかね。
木場室長	Ａ３の資料につきましては、使用者側委員の方から提出された資料になります。 残りの２部の資料につきましては、労働者側委員の方から提出されております資料になりますので、後の審議の中でご説明をいただければと思います。
深浦会長	分かりました。 それでは早速、意見聴取を始めたいと思いますので、最初の参考人の方をご案内ください。
木場室長	参考人の方を紹介いたします。 大島造船労働組合書記長、矢野和也様でございます。 よろしくお願いいたします。
深浦会長	大島造船労働組合書記長の矢野和也様には、大変お忙しい中、委員会

	に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 ただいまから、長崎県特定最低賃金の改正につきまして、労働者側の立場からご意見をお伺いいたします。 あらかじめご提出いただきました「長崎県産業別最低賃金に係る景況について」の資料に従いまして意見を述べていただき、その後、委員の方から質問をさせていただきますので、お分かりになる範囲内でお答えいただければ結構でございます。 それでは早速、よろしくお願いいたします。
矢野参考人	大島造船労働組合で書記長を務めております矢野です。どうぞよろしくお願いいたします。 私の方から長崎県特定最低賃金に係る景況について説明いたしますので、資料をご参照ください。 事業所は株式会社大島造船所でございまして、所在地は西海市大島町です。 事業内容は船舶製造業で、労働者数は1,764人です。 労働組合は大島造船労働組合として存在しておりまして、上部団体は産業別労働組合であります日本基幹産業労働組合連合会になります。 それでは、１点目の業界全体の景況についてですが、概要としまして、2025年における世界の新造船市場は、コンテナ船、タンカー、LNG・LPG運搬船を中心に堅調に推移し、世界の造船所の受注残高も高水準を維持しています。 船隊更新需要や環境規制への対応を背景に、今後も一定の建造需要が見込まれています。 造船産業を取り巻く環境は、海上輸送需要の拡大に加え、IMOによる2050年頃の温室効果ガス排出ネットゼロ目標の実現に向けた取り組みの進展を背景として、脱炭素化への対応が一層重要となっています。 このような中、自動運航技術やGHG排出削減技術を搭載した次世代船舶の開発を進めるとともに、造船所のデジタル化による生産性向上、人材確保・育成及び技能伝承を推進し、持続的な競争力強化を図っていくことが課題となっております。 次に、受注・生産・在庫等、経営環境についてですが、世界の新造船市場は引き続き堅調に推移しており、各国造船所の受注残高は高水準を維持しています。 日本の造船業界においても、船隊更新需要や環境規制対応を背景に、一定の手持ち工事量を確保している状況にあります。 一方で、世界の新造船受注の大半を中国・韓国が占めており、価格競争の激化に加え、鋼材をはじめとする資機材価格の高止まりや、人手不

	足、技能者不足などへの対応が引き続き課題となっています。 今後は、老朽船の代替需要や脱炭素化に向けた次世代船舶への更新需要が見込まれており、中長期的にも造船市場は堅調に推移することが期待されています。 倒産状況ですが、こちらにつきましては把握できておりません。 賃上げ状況ですが、大島造船を含めた基幹労連の加盟組合の春闘の結果を記載しております。 多くの組合で賃上げが実施されておりますが、詳細についてはお読み取りください。 新規採用状況につきましても、賃上げ状況と同様、加盟組合ごとに記載しておりますので、お読み取りください。 初任給の状況につきましても、加盟組合ごとに記載しておりますので、お読み取りください。 「その他」は特にありません。 続きまして、２点目の大島造船所の状況についてですが、まず概要につきましては、当社は長崎県西海市に本社を置き、1973年の創業以来、大型船舶の建造を主力事業として、橋梁をはじめとする各種鋼構造物の製造や施設園芸分野へ事業を展開してまいりました。 2022年には三菱重工業株式会社より香焼工場を承継し、大島工場と香焼工場の２工場体制のもと、新造船建造及び鋼構造物製造のさらなる強化を図っています。 また、ホテル事業や焼酎製造事業、トマト栽培事業など、地域振興にも積極的に取り組み、地域社会との共生・発展を目指しています。 これからも世界トップレベルの技術力と品質を追求し、地域に根ざした特色ある世界的造船所として成長を続けてまいります。 資本金は56億円、従業員数1,764名、協力会社2,863名、外国人196名となっております。それぞれの括弧書きの詳細はお読み取りください。 受注・生産・在庫等、経営環境につきましては、海上輸送市場は引き続き堅調に推移しており、船隊更新需要や環境規制対応を背景として、新造船需要も高い水準を維持しています。 当社においても安定した受注を確保しており、十分な手持ち工事量を維持しています。 また、資機材価格上昇分を織り込んだ案件の進捗や、為替環境の改善効果もあり、業績は回復基調で推移しています。 香焼工場については、新造船建造体制の定着が進み、安定した操業を継続しています。 今後も品質・安全を最優先に、生産性向上と競争力強化に取り組んでまいります。

	一方で、世界的な脱炭素化の進展を背景に、船舶に対する環境規制は一層強化されており、温室効果ガス排出削減に対応した次世代燃料船や省エネルギー船の開発が重要な課題となっています。 また、資機材価格の高止まりや、人材確保・育成への対応も含め、事業環境は引き続き大きな変革期を迎えています。 次の（３）（４）（５）につきましては、先ほどの表の繰り返しになりますので、割愛させていただきます。 （６）は相対的に賃金の低い業務に従事する労働者の状況ですが、企業内最低賃金協定として、18歳で205,200円、時給1,261円となっています。 「その他」は特にありません。 最後に、３点目の長崎県特定最低賃金に関する意見についてですが、読み上げます。 造船産業の職種は専門性が高く、大型資材を取り扱うほか、高所作業や屋外作業、狭所作業など、作業者に大きな肉体的・精神的負荷を伴う業務が多くあります。 また、作業上の危険度も高く、厳しい作業環境のもとで従事することから、誰もが容易に担える仕事ではありません。 こうした職種における賃金水準は、その作業内容や求められる技能に見合ったものでなければならず、当然ながら最低賃金についても、地域別最低賃金や他の産業別最低賃金を上回る水準であるべきと考えています。 労働力人口の減少が続く中、産業や企業の持続的な発展のためには、優秀な人材の確保と定着が不可欠です。 造船産業は、協力会社を含む多くの労働者によって支えられており、産業別最低賃金を引上げることは、造船産業の魅力向上にもつながるとともに、最低賃金近傍で働く未組織労働者の意欲向上にも寄与するものと考えます。 また、造船所が魅力ある産業であり続けるためには、製造業の原点でもあるものづくりを大切にすることはもちろん、ものづくりを担う人材にふさわしい労働条件を確保することが重要です。 そのために、技能や責任に見合った適正な賃金水準を実現しなければなりません。 最後になりますが、地域別最低賃金は近年継続的に引上げられており、その水準は着実に上昇しています。 一方、長崎県における造船業の産業別最低賃金は地域別最低賃金に埋没しており、その役割や意義が十分に発揮されていない状況となっています。

	産業別最低賃金の引上げは、未組織労働者を含む造船業で働くすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与するとともに、人材の確保・定着を促進し、産業全体の競争力向上にもつながるものです。 特に、人口流出が続く長崎県においては、地域産業の魅力を高める上で極めて重要な取り組みであると考えます。 こうした現状を理解していただき、前向きな審議を賜りますようお願い申し上げます。 私の方からは以上となります。 本日はこのような機会を与えていただき、ありがとうございました。
深浦会長	ありがとうございました。 それでは、質問のある方、お願いします。
各委員	＜質問等なし＞
深浦会長	私から、（６）の「相対的に賃金の低い業務に従事する労働者、パートを含む」ということで、企業内最低賃金の協定が 18 歳で 205,200 円。 実際には、高校卒、18 歳ですから、高卒で御社の場合には現実的には 225,000 円ということですよね。 実際、この 205,200 円ぐらいで働いておられる方というのは、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。
矢野参考人	確実な数は承知してないのですが、今年の４月に採用された方はいません。
深浦会長	非常に補助的な業務というか、例えば、お掃除をするとかっていうような方なんか。
矢野参考人	私が聞いているところでは、事務作業の、現場作業ではなくて、事務作業の特定した作業だとは聞いています。
深浦会長	なるほどね。分かりました。 委員の皆様、何かございませんか。 よろしいですか。
各委員	＜質問等なし＞
深浦会長	他にご質問もないようですので、矢野様からの意見聴取はこれで終わ

	らせていただきます。 どうもお忙しい中、ありがとうございました。 ＜矢野参考人退席＞
深浦会長	次の参考人の方を。
木場室長	それでは、参考人の方を紹介します。 TMEIC労働組合長崎支部執行委員長、平尾和平様でございます。 よろしくお願いいたします。
深浦会長	TMEIC労働組合長崎支部執行委員長の平尾和平様、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 先ほどと同様ですけれども、長崎県の特定最低賃金につきまして、労働者の立場からご意見を伺いたいと思います。 提出していただいております「長崎県産業別最低賃金に係る景況について」に従いまして意見を述べていただきまして、その後、委員の方から質問をさせていただきますので、お分かりになる範囲内でご回答いただければと思います。 それでは平尾様、よろしくお願いいたします。
平尾参考人	お手元の資料に沿って報告させていただきます。 事業所は株式会社TMEIC長崎事業所になります。 所在地は丸尾町になります。 事業内容は、産業用の電動機や発電機の開発・製造と、産業用システムの開発・製造を行っています。 労働者数は、組合員数ですけれども、416名になっています。 業界全体の景況について、ご説明いたします。 まず概要として、電機・電子産業ですね。2025 年度国内生産高 22.9兆円ということで、前年度から3.3%増加しております。 また、2025年度の輸出額では20.8兆円ということで、こちらについては実績比として 0.3%減少はしておりますけれども、デジタル化の進展だったりとか、ＡＩ・データセンター関連投資の方で、アジアであったり北米市場では増加をしていて、また円安の影響で、輸出についても増加傾向となっております。 輸入額につきましては21.7兆円で、こちらは7.5%増加ということで、貿易収支としては約0.9兆円のマイナスという形になっております。 ニュース等でもありますが、中東情勢の緊迫化であったり、原油・燃

	料供給の不安定化、そういったことで企業を取り巻く経営環境の不確実性が一層高まっていますけれども、デジタル化であったり、カーボンニュートラルに向けた投資の継続であったり、需要の底堅さ、そういったところを背景に、2026年度の業績の支えとなるという見込みをしております。 （２）の受注・生産・在庫などの経営環境ということで、まずは電気・情報通信機械の動向ですけれども、こちらは2025年を通じて、おおむね横ばいで推移をしております。 次のページにいっていただきまして、電子部品・デバイスですね。 こちらについても、2025年はおおむね同じように安定して推移をしています。 2023年半ばから2024年前半で在庫については大きく減少していましたけれども、2025年の夏以降、わずかに増加する動きも見られるということで、今後の需給のバランスの動向については引き続き注視が必要と考えております。 （３）の倒産状況については把握できておりません。 （４）の賃上げ状況ですね、こちらについては、電機連合の12中闘組合の内容を記載しております。 ①賃金は、15,000円以上、15,000円から18,000円の水準改善が図られております。 ②産業別最低賃金については、初任給の水準に準拠させていくといった労使共有事項を踏まえた対応として､213,000円以上ということで改善をしております。 一時金につきましては、産業別のミニマム基準として4.0か月が確保できております。 （５）の新規採用状況については把握できておりません。 （６）初任給の状況についても、こちらも中闘12組合の状況ということで、高卒・大卒の金額をここに記載しております。 （７）その他につきましては、雇用者数について記載をさせていただいています。 2025年度、電機産業の雇用者数ということで、ここで各分野を記載していますけれども、前年度から全体で約12万人増加をしております。 その中でとりわけ情報サービス、インターネット関連ですね。 就業雇用者数が前年に引き続いて増加しています。 DXの進展だけではなく、クラウドサービスの導入とか、データ活用ということで、それらの需要が拡大しているところを背景に、そういった専門人材の確保、採用が進んでいることが影響していると考えております。

	次のページから、TMEIC、TMEIC労働組合の状況についてお伝えしております。 まず概要ということで、TMEICは2025年度、受注高、売上高、経常利益とも、単独・GCO・連結、いずれも過去最高益となりました。 先ほど言ったように、中東情勢など地政学的なリスクは高まっていまして、エネルギーとか原材料の価格というところはあるのですけれども、そういった厳しさがある中で、非常に楽観視できるものではないのですが、グローバル事業の拡大、新事業の育成加速を軸とした成長戦略を掲げて、変化変革を継続して進めているところになります。 長崎事業所で見ますと、長崎事業所は先ほど言った電動機、発電機等の製造工場になりますので、やはり部材高騰で、動力費の増加の影響は大きかったです。 ただし、経常利益としては、経費の抑制、為替の影響によって、黒字達成となっております。 受注に関しては計画に対して大幅に未達成となっていて、今後、2026年度以降、受注拡大の取り組みが課題となっております。 なので、今後の展開としては、工場の対応機種の範囲の拡大であったり、新機種の早期の市場への投入であったり、今よく言われている生産のデジタル化、スマートファクトリー構築、そういったものの推進。 あとは、電動機、発電機とかを納めた後の保全サービスのビジネス展開、そういったところで利益率の向上、受注の拡大に取り組んでいき、2026年度以降も引き続き黒字化を目指していこうとしております。 具体的に（２）に、受注・生産・在庫等の経営状況として、2025年度実績、2026年度計画の売上高、経常利益を記載しておりますので、お読み取りください。 賃上げ状況ですね。 （３）についてですけれども、今回は水準改善で18,000円の賃上げで妥結をしております。 これは30歳の技術職の基幹労働者、あと35歳の技能系の基幹労働者の賃金をそこに記載しております。 一時金につきましても、基礎賞与として４か月、それプラス業績賞与ということで構成をしております。 （４）新規の採用状況ということで、2025年度、中途採用として全社135名で、新卒が107名を採用いたしました。 2026年度の採用計画としては141名ということで、大卒が101名、高卒40名を計画しております。 最後のページになります。 初任給の状況ということで、そこに学歴別ですね、大学院卒から高卒

	まで記載をしていますので、お読み取りください。 （６）の相対的に賃金の低い業務に従事する労働者の状況についても、技能職の方を記載しておりますので、お読み取りください。 （７）の「その他」については、特にございません。 最後の３項目ですね。 長崎県特定産業別最低賃金に関する意見ということで、残念ながら、ここ４年間は協議の必要性なしとなっていまして、特定最低賃金の審議が行われていない状況になっています。 その影響もあって、九州の隣県と比較しても 30 円ほど差がついてしまっている状況となっています。 特定最低賃金は、地域別最低賃金とは役割、意義が全く違うものであることと、当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格を持っていることから、そういうところに重点を置いて、当該産業に熟知した関係労使の真摯な話し合いの中で、合意形成を図っていくことを求めたいと思っております。 電機産業については、高品質なものづくり技術であったり、情報産業技術などの強みを生かして、社会のデジタル化、脱炭素化の実現に貢献していくことが求められておりまして、産業としてのさらなる発展も期待されております。 長崎県内におきましても、電機産業はまさに主要産業であって、県内経済における重要な役割を担っていると考えています。 特に半導体産業の拡大については、皆さんご承知のとおりかと思いますけれども、そういった産業の魅力を高めて、経済の成長、社会への貢献というところで、新たな雇用の創出に寄与することが期待される。 電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面というところを見ても、当該産業労使が、しっかり交渉機能の役割と責任を果たして、法定の電機の最低賃金の引上げを強く望むことを申し添えて、意見とさせていただきます。 今回、このような貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。
深浦会長	ありがとうございました。 それでは、皆様からご質問、あるいはご意見があればお願いします。
各委員	＜質問等なし＞
深浦会長	私から１点だけ。 先ほどの船の方も、ちょっと共通する部分があったのですけれども、3

	ページの方に「過去最高益」というような記述がございます。 もちろん不確定な要素はあると思うのですが、こういう 2025 年度の状況に関して、その社内の雰囲気というか、特に働いておられる方から見て、どんな印象をお持ちなのでしょうか。 抽象的な質問ですが。
平尾参考人	やっぱり、働いている皆さんからしたら、利益が上がっているということで、そこに書いています一時金ですね。 年間４か月プラス業績賞与というところでテーブルを置いていまして、その業績賞与が経常利益に応じて増えていくというものなので、そこが今年度はかなり増額したということで、そういった賃金に関して言えば、皆さん満足されているかなと思います。 ただ、その分、働く中での高負荷が続いているところもあって、そことの時間外とか、そういったものも含めて、働き方というところが、今後も課題かと思います。 これからもちょっと負荷は続いていきますので、これがいつまで続くのか。 また、会社側もいろいろ人はどんどん増やしていってはいるのですけれども、すぐに即戦力になるような人材を確保するのは難しいところもありますので、いかにしてもっと生産性を上げるか、効率を上げるとか、働き方を変えていくかというところが、今後の課題と感じています。
深浦会長	ありがとうございました。 他の委員の方、何かございませんか。
各委員	＜意見なし＞
深浦会長	他に特にないようでございますので、平尾様、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。 ＜平尾参考人退席＞
木場室長	以上をもちまして、予定しておりました参考人からの意見聴取は終了いたしました。
② 必要性の審議 深浦会長	ここから審議に入っていきたいと思います。

	本県の場合、長崎県はん用機械器具・生産用機械器具製造業、それから電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業、それから長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業の３業種の最低賃金の改正の必要性につきまして、改正の申し出をされました労働者側の委員より説明をお願いしたいと思います。 ちなみに、これまでこの３業種、非常に長い名前がついておりますので、これまでの慣例で「機械、電子、船」というふうに我々呼んでおります。 その形を取らせてください。 それではまず、機械と船の方の必要性につきまして、尾﨑委員の方から説明をお願いいたします。
尾﨑委員	先ほども船の方の説明があったのですけれども、ちょっと重複するところもありますが、機械と合わせて、私の方から説明をさせていただければと思います。 「長崎県・特定最低賃金の必要性審議に向けて」と記載された資料を見ていただければと思います。 こちらの資料につきましては、基幹労連の本部の方と連携しながら、長崎県に特化した形で資料を作成しておりますので、この内容について説明させていただければと思います。 まず１点目の「概況及び背景」ということで、造船業に関わる状況、長崎県における造船業の状況ということです。 長崎県の造船業は、企業振興課の「造船産業の振興」におきまして、造船業を本県の基幹産業と明記しています。 今年３月の県の産業振興計画でも、造船業を「裾野が広く、地域経済に与える波及効果が大きい本県の基幹産業」と位置づけられる重要な産業であるということで示されておりまして、下の表につきましては、「ながさき産業振興プラン 2030」という資料を記載させていただいております。 こちらに「目指す姿」であったり、主な活動内容ですね、あと指標の方、売上高であったり雇用者数を記載しております。 そちらの指標の下、左側にある造船産業のところで、下から４行目ですね。 「本県が日本の造船産業をけん引する拠点となるよう、県内企業のサプライチェーンの強靱化等の環境整備に取り組みます。」ということで示しております。 次にその下の方になりますが、長崎県、2024 年の資料になるのですけれども、経済構造実施調査、この結果によりますと、県全体に対しまし

	て、輸送器具につきましては、事業所数が 11.4%、こちらの方は全体で３位。 また、従業者数につきましては 17.7%、こちらの方が順位で言いますと２位、製造品出荷額につきましては 22.9%で１位となっている状況であったというところでございまして、今年３月の県議会の定例会で質疑が交わされておりまして、その中で、造船関連企業は 174 社となっていまして、地域の多数の中小企業によって構成をされているというところで、こちらの詳細は次のページに記載されております。 内容については３点の質疑を載せております。 １番目は、売上高をどのようにして達成していくのかということで、答弁の中の一番下になるのですけれども、「国の戦略的産業に位置づけられた造船業分野では、県内企業の技術力向上や規模拡大を支援し、過去最高の売上を目指していく」というところで表明をされております。 ２つ目は、県民所得への影響をどの程度与えるのかというところで回答しています。 ３点目に、造船関連産業振興プロジェクトに関しまして、造船関連企業がどの程度あるのかというところで、令和７年８月に国が公表した統計によると 174 社ありまして、この中で大手３社のサプライチェーンに属している企業は 150 社を超えると。 「商船、防衛、浮体式洋上風力の造船関連３分野を取り込めるのは本県だけであると考えており、県内企業の規模拡大等により一層力を入れたい」ということでの回答になっております。 一方で、輸送用機械器具製造業の方では、人材不足が強く表れておるということで、対策が必要となっている。下の表に産業分類別ということで、輸送用機械器具製造業につきましては、左から４つ目になりまして、人手不足が６割を超える状況というところになっています。 その他の詳細につきましては、見ていただければと思います。 次のページにいきまして、２点目の「造船業全体の動向」ということで、こちらの方、先ほど矢野書記長からも説明があったところではありますが、新造船データによりますと、中国が大体のシェアを持っているのですけれども、手持ち工事量としては異例の４年超となっている状況でありますし、２段落目で、世界の新造船の竣工量ということで記載をしています。 また、その中でも日本は４年ぶりに1,000万総トンを上回る水準となっておりますが、国別のシェアで見ますと、やっぱりその中でも中国が半分を占めると。 ３位の日本を圧倒している状況というところでございます。 ３段落目の「今後も」というところで、新造船市場は中長期的に拡大

	をしていく、増加するとの予測もしております。 最後の「国内の状況」というところで、４年連続減少とはなっているのですけれども、需要量を取りこぼしているところもありますが、手持ち工事としては３年分を超える工事量を確保しているという状況になります。 （３）につきましては、「戦略産業クラスター計画との関係」ということで、こちらの内容につきましては、日本成長戦略に関しての内容になるのですが、造船業を含む 17 の戦略分野に関しまして、クラスターの形成に向けた障壁となる課題を特定して、必要な政策手段をとることとしているということです。 「九州地域における戦略産業クラスター計画の素案」にて、こちらを造船業の九州地域のポテンシャルということで、造船業を核とした海事・海洋関連分野の産業集積を基盤に、防衛分野を含むサプライチェーン強化、設備投資と人材育成を通じた産業基盤の強化を通じて、世界で戦える広域クラスターの形成を目指しているとしています。 こちらの詳細を次のページに記載しておりまして、選定の理由ということで、「産業集積・ポテンシャル」の黄色の枠の中になるのですけど、造船の関係ですね。 長崎県の方では、長崎県内では三菱重工ですね。 大型商船の建造ドックを含む工場を取得して、大島造船所は地域の中核企業として代表している。 次に佐賀県の方ですね。こちらの方では名村造船所が佐世保重工業を子会社としているという状況。 熊本につきましては JMU ですね、今治造船所の子会社となっておりますし、あと大分県の南日本造船も今治グループとして一翼を担っている。 次世代船舶開発を本格化していくという状況です。 ２点目が防衛産業ということで、先ほどの三菱重工業長崎造船所は艦艇、各種防衛装備品の製造。 また、佐世保の方で佐世保重工業を中心としました艦艇修繕等のサプライチェーンを構築しているという状況になっております。 （４）は「基幹労連における賃上げの状況」ということで記載をしております。 こちらは今回、今年の春闘ということで、賃金改善を 282 組合が要求しまして、回答の平均が 11,773 円ということで、それぞれ基幹労連内部の鉄鋼であったり、総合重工の平均の獲得額を記載しております。 最後の方になりますが、また造船業が属する船重部門の賃上げ平均額は 13,470 円だったというところでの内容になっております。 続きまして次のページですね。

	５点目の「基幹労連における企業内最低賃金の状況」ということで、先ほどの賃上げに伴いまして、月平均では、賃上げの状況は 215,414 円ということで、昨年比プラス 11,875 円。 時間額平均は 1,248 円ということになっています。 その下の方に 2024 年までの額を記載しておりますので、締結率も含めてご参照いただければと思います。 また、その中でも造船業の組合、造船部会の月額ということで 202,701 円、時間額については 1,251 円ということで、下の方に部門別と、またそれを細かく分けたところを、2026 年と 2025 年度実績ということで記載しておりますので、詳細を見ていただければと思います。 次のページの表になるのですけれども、企業規模別に記載をしていまして、時間額と月額を記載していますので、次のページの上段の方はご参考に見ていただければと思います。 ２点目の「具体的な主張の方向性」ということで、「成長産業にふさわしい賃金水準で人材の確保を促す」ということで、最初の段落は、先ほどの日本成長戦略に重複するところでありますので、見ていただければと思いますが、造船業は日本の今後の行く末を担う重要な産業であるというところであります。 一方、造船業、製造業全体を取り上げましても、製造現場での人材不足が激化をしているというところでございます。 厚生労働省の「令和５年度版 労働経済の分析 持続的な賃上げに向けて」というところで、こちらも表現の仕方の問題になるのですけれども、地域別最低賃金に対して５％以上高い求人賃金を示しますと、10％程度応募が増加していくということで、次のページに表もありますので、そちらの方を見ていただきたいと思います。 最後の段落になるのですけれども、経団連の「2026 年版 経営労働政策特別委員会報告」の方に記載をされていたのですが、「各地域で成長が期待される産業において、当該産業集積地の魅力向上のために、産業労使のイニシアティブにより特定最低賃金を設定・活用するとの考えの下、当該産業の各企業が最低賃金協定の締結を前向きに検討することは選択肢となり得る」とあるように、産業の発展に向けて積極的な対応が必要となっているというところでございます。 次のページの方は、先ほどの資料になりますので、見ていただければと思います。 最後に「地域経済の活性化に向けて」ということでありますが、上段の方には先ほどの事業所数とか従業員数に基づいた中で、地域経済への波及効果が大きい産業でありますというところです。 また、このように輸送用機械器具製造業は就労人数も多いということ

	で、生活者として消費における地域経済への影響力も強いということ、まさに製造業は地域をリードする産業であるというところです。 特定最低賃金の引上げにつきましては、人材確保や定着、賃金水準の向上につながり、それによって製造業の生産性の向上や賃金の向上によって、消費活動の活性化をもたらして、地域経済の活性化にもつながる。 未組織労働者への賃上げ効果を波及させ、魅力ある労働環境を整備することが人材確保・定着を後押しすることとなり、地域の産業や経済の持続的な成長という好循環を実現するものであると考えますので、引上げが重要と考えております。 こちらの方も、労働者側としての主張ということになりますが、ちょっと重複する部分もあるのですけれども、私からも主張を読み上げさせていただきたいと思います。 長崎の基幹産業でありますものづくり産業につきましては、裾野が広く、船舶製造業、はん用機械製造業においても地域全体への波及効果も大きいということで、県内における雇用と経済の両面で貢献度の高い産業と考えます。 船舶製造業につきましては、先ほど参考人からあった説明のとおりです。 また、はん用機械器具製造業につきましては、地政学リスクが高まる中、資源価格の高騰によるさまざまな影響が取り沙汰される一方で、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの加速や、次世代エネルギーの普及拡大などを通じて、GX の実現に向けた取り組みが本格化しています。 また、発電設備や環境装置及び関連設備の需要が顕著に推移しているものと見込まれており、また日本産業機械工業会によりますと、昨年の産業機械受注総額は前年を上回っておりまして、４年連続で前年を上回っており、今年も過去最高の見通しであるというところであります。 内需では、GX 関連や老朽更新、インフラ改修や省力化といった基礎需要継続するなど、前年度受注実績を上回る見通しとなっていることから、将来を担う優秀な人材を確保していくためには魅力的な労働条件が必要であり、特定最低賃金の引上げは、そのための重要な手段であると考えています。 ものづくり産業は、高度な専門性や高い熟練度を必要とすることに加えまして、危険を伴う作業や、灼熱対策にも限界があるなど、作業環境は他産業と比較して大変厳しいことを鑑みれば、適切な特定最低賃金として、地域や産別と比較して、より高い水準にあるべきと考えます。 中でも、法定最低賃金はセーフティネットとして位置づけられており

	まして、特に特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、年齢を限定し、簡易業務などを適用除外した基幹的労働者の最低賃金を決める取り組みであることから、その専門性を感じられるものでなければならないと考えております。 今年度も多くの企業で賃金改善が実施されている中で、未組織労働者にまで賃上げの動きを波及させ、経済の好循環を実現させるためにも、団体交渉の補完機能を担う特定最低賃金の改正は重要であると考えます。 特に、最賃近傍で働く労働者の多くは、労働組合のない中小企業に勤務している実態も考慮すべきであり、大手・中堅企業と比較して少ない従業員でさまざまな役割を担い、企業発展のために懸命に働いている労働者の努力や頑張りに報いるためにも、特定最低賃金の改正は必要と考えます。 取り巻く状況を鑑み、人手不足や若手層の製造業離れが進む中、特定最低賃金を活用することで賃金の底上げと人材確保・定着を図り、そして技能の伝承やものづくり基盤の維持・強化につなげることが必要であります。 製造業の競争力を将来にわたり維持・向上させるためにも、地場産業として存在し続ける取り組みが重要であると考えることから、労働者側としましては、その土台となるのが特定最低賃金であると考えますので、前向きなご審議をお願いいたします。
深浦会長	ありがとうございました。 それでは、引き続きまして、次は電子ですね。 電子の方で、川田委員、よろしくお願いします。
川田委員	私の方から関連資料ということで、データの方を持ってきていますけど、主張の方は口頭で大変恐縮ですけれども、今から主張をさせていただければと思います。 私たち電機連合は、未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げと、公正処遇の確立に向け、特定最低賃金の金額改正に例年取り組みを進めております。 今年の春闘でいきますと、企業内ミニマム基準の底上げを図っており、2026 春闘では、多くの加盟組合で産業別最低賃金 213,000 円以上への水準改善を実現することができました。 先ほど、参考人の平尾さんからも、13,000 円から 18,000 円の産業別最低賃金アップのお話があったかと思っております。 特定最低賃金の意義や役割は、最初に事務局や参考人の方からもあり

	ましたけど、私の方からも、やはりこの特定最低賃金は当該産業の関係労使のイニシアティブで設定されているという性格上、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いの中で、合意形成を図っていければという思いです。 以上を踏まえ、数点に分けて主張をさせていただければと思います。 まず、電子の基本的な考え方と主張点ですけれども、特定最低賃金の意義・役割についてです。 企業内最低賃金の水準を引上げることにより、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消につながること、また、同一労働同一賃金の観点からも重要な役割を果たしていくことと考えております。 また、賃金の不当な切り上げ、そして製品の買いたたきを防止するなど、事業の公正競争の確保を通じて、サプライチェーン全体の健全かつ持続的な成長にも寄与することと考えております。 ２つ目ですけれども、電機産業の将来性です。 電機産業は、我が国における主要産業であり、高品質なものづくり技術、そして情報産業技術などの強みを生かしながら、社会のデジタル化、脱炭素化実現への貢献、そして少子高齢化の加速に伴い人材不足が深刻化する中、DX、AIなどの新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められているなど、産業としてさらなる貢献も期待されております。 後ほど資料でも説明しますけれども、電機産業は、雇用者数、生産額、出荷額において、他産業と比較しても極めてウエイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っております。 政府の統計ですけれども、電機産業の従業員数は全国平均で製造業の約13%を占め、18県で製造業の従業員数の２割以上を占めています。 生産額については13地域、付加価値額では18地域が、製造業に占める電気機械の割合が２割以上の地域となっており、大きな役割を果たしていると考えています。 次に、人材確保・定着の観点について主張させていただきます。 電機産業は、AI、GXなど、さらなる発展と日本経済、地域経済の牽引が期待されております。 産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引上げていくことが重要であると考えております。 後ほど伝えたいと思いますけど、やはり最低賃金の高い地域ほど転入超過者数が多い傾向があり、人口移動は最低賃金のみが理由ではないですけど、相対的に賃金水準の高いところは、地域の魅力の一つとなり得るということで考えております。

	主張の３点目ですけど、先ほど尾崎委員の方からもありました国家戦略の観点でも、電子としても主張させていただきます。 政府ですけれども、半導体やAIを中心とした成長戦略、17分野の成長戦略で、2040年までに370兆円超の官民投資を見込むなど、日本経済の成長力強化に向けた取り組みを推進していることとしております。 九州でも、ここ長崎県におきましても、AI・半導体、エネルギー・GX、造船も加わっていますけれども、そういう分野に指定をされていることは、今日、皆さんもご承知のことかと思っております。 それで、長崎県内においても電機産業は成長産業ということで触れさせていただきます。 長崎県としても、令和７年２月に「長崎県半導体産業成長戦略」というものを策定されております。 これは、県内の産業取り込み拡大、需要獲得に向けた企業誘致、受注拡大に向けた取り組み、産学官連携による人材育成・確保に向けた取り組みによる県内経済成長を目指している状況ということで、今、長崎県としても、この半導体をはじめとした電機産業にかなり注力をされていることがうかがえます。 ここ最近、数日ずっと長崎新聞でも、諫早地区の半導体事業の拡大について、いろいろな記事が載っていることかと思っております。 もう一つ視点を変えまして、公正競争確保と価格転嫁の観点から触れさせていただきます。 電機産業ですけれども、裾野が広く、幅広い企業が関わるサプライチェーン構造を有しております。 そのため、賃金の水準や取引条件は産業全体に波及しやすく、公正競争を確保する観点からも、この特定最低賃金の役割が極めて重要であると考えております。 公正な価格形成の基盤であるということの観点で、いろいろな日本電機工業会とか、電子情報技術産業協会とか、いろいろな協会がありますが、それぞれ「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、パートナーシップ構築宣言の仕組みが創設され、2026年６月12日現在で95,966社が、そういう公正競争の観点の取り組みに登録をされております。 最後に、労務費の価格転嫁の観点から触れさせていただきます。 2023年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会において策定されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」におきましては、価格交渉における労務費上昇の理由や説明、根拠資料として、発注者に対して、これを合理的な根拠があるものとして尊重することを求めている。

	特定最低賃金の引上げを適切に価格転嫁することで、電機産業の持続的な成長につなげていくべきと考えております。 これだけいろいろな労務費のアップがされていますので、しっかりこの指針に基づいて、価格転嫁にしっかりつなげていくことが重要であると考えております。 最後になりますけど、この特定最低賃金は、先ほどもありましたが、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金でありますので、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは性質が異なると思います。 したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保を求めていきたいと思っております。 以上が主張点ですが、参考資料をつけておりまして、「製造業における電機の立ち位置」と「人口流出、人手不足関連」ということで、出所もそこに記載させていただいています。 簡単に説明します。 ２ページ裏ですね、全産業における電機産業の生産性ということを記載されています。 この２つを並べてみても、全産業と電機産業の国内総生産、名目の推移と、雇用者報酬額の推移を２つ並べております。 次から、全国の観点で「地域における電機産業の重要性」ということで、就業者数、従業員数、出荷額、生産額を全国で並べております。 人数はそれぞれですけど、やはり付加価値額とか出荷額とか、最後の方のページに行きますと、12、13 ページですね。 製造業における電機産業の割合の生産額、付加価値額、それぞれ、生産額において、昨年も同じようなデータを出させていただきましたけれども、長崎県は全国の中でも大きいウエイトを占めているというのが、このグラフで分かると思っております。 次に 14 ページ目から、人口流出、人手不足との関連ですけど、15 ページ目には、新規高卒者の県外流出率、全国比較です。 長崎県は、鹿児島県に次いで大きく県外に出ているということが、これで分かります。 次のページの円グラフで、長崎県の方がどこの県に移動されているかというのが書いてありますけど、半分は長崎県内に残られていますが、その他のところでいきますと、やはり福岡県とか東京都、大阪ですね。比較的、賃金が高い都道府県に皆さん出られているということです。 最後の方は、転入・転出の全国比較ですけれども、長崎県は、男性も女性も、他の都道府県に比べたら、特に転出の多い傾向となっているということが分かるかと思っています。

	簡単ですが、電子の主張は以上となります。
深浦会長	ありがとうございました。 それでは、必要性の有無についての審議に入りたいと思います。 ただいまの参考人の意見聴取とか、今いただきました労働者側のお二方の説明を踏まえまして、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。 労働者側の委員から説明がありましたので、使用者側の峯下委員のほうから、お答えというか見解をお願いします。
峯下委員	私たち使用者側委員は、特定最低賃金３業種については、改定審議はできない、もしくは必要性なしというふうに考えています。その理由を述べます。 そもそも地域別最低賃金は、最低賃金法が定める３要素に基づいた審議で決定されるべきです。 ただし、近年の長崎県の地域別最低賃金は、この３要素を網羅している厚生労働省が公表している「第４表」の数値を大きく上回ったところで決まっています。 その前提で、特定最低賃金は、地域別最低賃金に対する優位性を見極めるとなっております。 したがって、第４表を無視した格好で長崎の地域別最低賃金が決定しているという状況を踏まえれば、特定最低賃金についての審議は非常に難しい状況ということを、申し上げます。 Ａ３のカラー版の横の資料を説明させていただきます。 「長崎地方最低賃金、結審額推移と第４表①の比較表」を作成しました。 データの根拠は、長崎労働局のホームページ等に出ている資料、今までいただいた資料、そういったものを使用者側で確認し作成したものです。 この見方ですけど、該当年を縦軸に書いていまして、横軸にいろいろ項目を設けています。 青い背景にしているところですけど、これが長崎地域別最低賃金の結審額増額と結審額を各年で示しています。 ベージュの背景色にしているところが第４表①です。 一番左に「第４表①」というのを書いていますけど、ここは令和２年から出てきます。 0.8、0.3、1.9、2.1で、最後3.4ですけれども、これは第４表に書かれている、第４表①に書かれているＣランクのところのデータをそのまま書いています。 第４表のパーセントはこれですが、そのすぐ右に「第４表基準での増

	額」ということで、前年度の長崎の地域別最低賃金に対して、このパーセントを掛け合わせたものが、すぐ右の６円、２円、15 円、最後 30 円までを書いています。 これを踏まえた上で、一番左に戻っていただいて、４つ目に「中央審議会の目安」というのがあります。 これは令和４年度まではＢランク、令和５年度以降はＣランクになりますけど、その目安額をそのまま書いています。 例えば、令和４年は 30 円という目安が出ていました。 令和５年 39 円、その次が 50 円、その次は 64 円、令和８年は 56 円というのが出ていたということで書いています。 また、ベージュのところに戻っていただいて、第４表①に基づいて、本来なら目安ではなくて、第４表ベースではこの金額になるというのを、第４表で確認できる令和２年から全て足したものが、このベージュの右下にある 908 円です。 これに対し、今年度の長崎の結審額は 1,087 円です。要は令和２年度以降で、これだけの差がついているということです。 令和２年の、その前の令和元年の 790 円を基準に、それ以降の目安結審額と第４表ベースでの比較をしたのが、1,087 円と 908 円ですから、この差額が 179 円ということになります。 本来、特定最低賃金は地域別最低賃金に対する優位性を見極めるということになっていますけど、そもそもその基準となる地域別最低賃金が、第４表ベースで決められるべき数値から離れているということで、特定最低賃金の持っていき方、要は地域別最低賃金に対しての優位性ということをやるべきところが、そもそも成立しておりません。 論理的に非常に不可能といいますか、無理が生じているというふうに考えております。 ご参考までに、このＡ３の資料をもう少し説明させてください。 右から４つ目に「出来事」というのがありますけれども、黄色い背景色にしているところ、平成 27 年、2015 年 11 月ですけど、この時に安倍首相の最低賃金についての言及がございました。 それ以降、中央審議会での配意が始まりました。 左側の黄色くハッチングされたところから 3.0%。安倍首相が 3.0%とか 1,000 円とかおっしゃったので、中央審議会での配意が始まりました。 次、出来事のところですね。 緑は令和２年ですけど、新型コロナということで、中央審議会の目安は現状維持ということで、長崎は３円で結審していますけど、全国的には目安は０円というのがありました。 その２行下ですけれども、2022 年以降のところ、この辺りから物価の

	高騰が非常に始まったのが2022年以降で、ほとんど同じ時期ですが、「人材確保のための防衛的賃上げ」という言葉が一般的に使われるようになりました。 なので、2022年春以降、「人材確保のための防衛的賃上げ」ということをここに書かせていただいています。 書いた理由は、春の賃上げで防衛的賃上げが始まっているから、1.9%、2.1%、3.0%、3.4%とかというふうになってきている、ということを認識いただきたかった次第です。 以上、Ａ３の資料はここまでとします。 それと次に、先ほど尾崎委員の方から、本年度の「経営労働政策特別委員会報告」の部分でお話がありましたが、部分的に良いとこ取りをされています。 「経営労働政策特別委員会報告」は「経労委報告」と略します。 経団連が出している報告ですけれども、経労委報告は毎年出ております。 ただ、毎年そのテーマといいますか、そういうところがいろいろ変わるので、書いている内容量とかポイントとかいうところが少しずつ変わっていますけど、私の方から、2023年版経労委報告の中でどのように書いているかというのをご紹介したいと思います。 2023年版は、特定最低賃金について、事業者側、使用者側の考え方、立ち位置を分かりやすく述べてあるので、ご紹介したいと思います。 「産業別の特定最低賃金は、本来、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合に、関係労使の申し出を受けて、公労使三者の全会一致の議決を経て設定されるものであります。しかし、近年の地域別最低賃金の大幅な引上げによって、その差額、全国加重平均ですけれども、その差額は急激に縮まり、2021年度には逆転しました。また、個々の特定最低賃金額で見ても、地域別最低賃金額を下回るケースは増加傾向にあります。」地域別最低賃金を下回るものが増加しています。全国加重平均で平均をとっても、2021年度に既に逆転しているということを、ここに書いています。 続けます。 「このうち、複数年度にわたって地域別最低賃金を下回っている場合や、地域別最低賃金との乖離額が大きい特定最低賃金については、当該地域の地域別最低賃金が適用され、実質的な意味をなしていないことから、廃止に至ったケースも参考にしながら、関係労使間で速やかに廃止に向けた検討を開始すべきであります。さらに言えば、当該特定最低賃金が地域別最低賃金を下回っている年数とその乖離額、適用される使用者数と労働者数、新設から廃止までの年数などを検証し……」いろいろ

	書いていますけれど、要は一定の要件を満たした場合に廃止の手続きに入るといった、廃止のルール化を検討することも考えられる、ということを書いています。 「考えられる」と書いてありますけれども、そうあるべきですと言っているようなものです。 2023年度版では、先ほど尾崎委員が言われた部分は、ここに該当すると思いますけれども、「ルール化の検討を通じて、現時点で本当に必要な特定最低賃金を関係者間で確認し、当該特定最低賃金は適正な水準で存続させる。一方、実効性と必要性を失った特定最低賃金は、関係者間で設定したルールに則って廃止するなど、踏み込んだ検討が必要な時期に来ています。」ということをご紹介しておきます。 私から、長くなりましたけど、改定審議の必要性について疑問に思っていることを述べさせていただきました。
深浦会長	ありがとうございます。 それでは、中島委員からご発言ください。
中島委員	またちょっと総論的な話まで繰り返していいのだろうかというふうに思っていますけど、そういう話をさせていただければと思います。 特定最低賃金の意義、必要性についてということで、改めて申し出させていただきます。 特定最低賃金ですが、特定の産業について、その産業の労働者の賃金水準や労働条件、企業間の競争状況などを踏まえて決定をしていくものということでありまして、この特定最低賃金における必要性、意義というところでは、産業ごとの実情を反映することができますということ、それから、労働者の適正な処遇を確保することができますということ、公正な競争を確保することができますということ、労使の話し合いを反映できますということ、そして、人材の確保・定着につながることということであります。 特定最低賃金は、すべての労働者に共通する最低限の賃金を保障する地域別最低賃金を補完し、特定の産業の実情に応じて、より適切な賃金水準を確保するという制度であります。 したがって、労働者の保護だけではなく、公正な企業間競争、人材の確保、産業の健全な発展という観点からも、その必要性はあるというふうに、労働者側としては強く訴えたいというふうに思います。 特に、長崎県におけるこの特定３業種については、まさに長崎県の基幹産業に位置づけられます。 数年前、造船事業が非常に厳しい状況にあった時に、この審議会の中

	でも、「造船は長崎の基幹産業ではなくなった」というような発言もあったというふうに記憶しておりますが、現在のところで見ますと、日本の成長戦略、それから経済安全保障の観点からという分野におきましても、特に造船、また電子デバイスの関係も含めて、国も後押しをしている。 加えて、地域における取り組みについては、先ほど電子については川田委員の方からもお話がありましたが、造船関係、海洋関連については、８月 28 日に政府の方で認定されたという記事が出ておりましたが、地域産業クラスター計画、海洋関連において、長崎県がその認定を受けたということで、長崎県は国内で唯一、商船、それから防衛、浮体式洋上風力の海洋関連産業３分野の集積が進んでいますということで、地域を挙げて取り組みを進めていくべき業種だということが、政府、国によって認められているというような状況もあります。 加えて、この３産業については、人手不足が非常に大きな課題になっておりまして、労働条件、職場環境の改善、こういったところも併せて進めていくべきところでありまして、そういう意味では、この特定最低賃金の改定を通じて、やはりこの３業種が長崎県において、基幹産業として改めて経済を牽引していく業種だというアピールも含めて、やるべき産業であるというふうに考えております。 その上で、やはり必要だと思っております。 それから、使用者側の方からご説明がありました、地域別最低賃金のもとになります、この第４表に関してです。 これについては、おっしゃる気持ちは十分斟酌するところでありますけれども、これは全産業の状況を集約した数値、この第４表だというふうに理解をしておりまして、この場では、特定の３業種について最低賃金の必要性を三者で議論するという場面においては、ちょっとここには馴染まないのではないかと考えるところであります。 もちろん補足がありますので、またよろしくお願いをしたいというふうに思います。 以上、労働者側として話をさせていただきます。
深浦会長	それぞれ補足はありますか。いいですか。
各委員	＜補足等なし＞
深浦会長	それでは、私の方でまとめさせていただきます。 まず使用者側の方ですけれども、出していただきましたこのＡ３の表にありますように、今決まっている地域別最低賃金の基準のところに非常に疑問があると。

	その結果として、非常に高い水準になっていて、事実上、この地域別最低賃金が特定最低賃金をカバーしていると。 特定最低賃金というのは、地域別最低賃金よりも優位にならなくてはいけないわけですけど、そもそも元々の地域別最低賃金が高くなっている。 その３業種にも、当然、地域別最低賃金 1,087 円は適用されるわけで既に特定最低賃金を含めて上がってしまっていると。 それを一つ裏づけているのが､2021 年ぐらいには既に平均で見た時に、地域別最低賃金の方が特定最低賃金を上回るという現象も生じているので、むしろ廃止をするということも含めて、本当に必要な業種というものをきちんと見極める必要があると。 少なくとも長崎県に関して言えば、必要性はないという、そういうお話であったかと思います。 労働者側の委員からは、まさに特定の産業、この長崎県の場合は３業種ですけれども、それぞれの事情に合わせて考えるべきだと、従業員数とか出荷額等を見ても、県の経済の中でも非常に重要性が高いし、それから昨今、国や県の政策の中でも、長崎県の３業種というのが非常に重要だというような、いわばオーソライズをされたと。 そういったことも考えると、やはりこの特定最低賃金というのは、それなりに意味がある。 特に、未組織労働者への配慮だとか、あるいは人材確保という観点、それから受注額等々も、特に船の方でしたけど、非常に高水準を維持しているということもありますので、公正競争を確保するという観点からも、やはり特定最低賃金をきちっと議論するべきだろうと。 それから、第４表に関しては、これは全産業を対象としているので、３業種ということでは少し違和感があると。 今、それぞれのご主張をいただきましたけれども、一致をしておりませんので、やはりもう少し協議を深めなくてはならないと思います。 労働者側の方から申し出があって、今、その趣旨をお三方からいろいろご説明いただきましたので、使用者側の方から議論をさせていただいてよろしいでしょうか。
峯下委員	はい。
深浦会長	では、その形で一旦、使用者側の方で個別協議をさせていただきますので、労働者側の皆さん、少し待機をお願いいたします。
労働者側委員	＜退室＞

	これより 公・使　協　議　　を　１　回、 公・労　協　議　　を　１　回　行う。 ＜個別協議終了、全体協議を再開＞
使用者側委員	＜入室＞ ＜全体協議を再開＞
深浦会長	お待たせいたしました。 全体会議を再開いたします。 本日、労使双方から主張等をお聞きいたしまして、個別にお話を伺いました。 特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、全会一致の議決が原則となりますところ、ご意見の一致ということにはなりませんでした。 次回改めまして、特定最低賃金３業種の改正の必要性について、本日の議論等を踏まえて、また改めてご意見をお聞きし、協議をさせていただき、次回、報告書の作成まで予定したいと思います。 それでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
深浦会長	継続審議といたしまして、９月 14 日に行われます第２回小委員会で、引き続き協議してまいりたいと思います。 次回は、小委員会としての取りまとめを行い、報告書の作成までを行う予定といたします。 その他、最後になりますけれども、何かご意見、ご発言があればお願いいたします。
各委員	＜意見なし＞
深浦会長	よろしいでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、以上をもちまして本日の小委

	員会は閉会といたします。 　なお、本日のこの会議の議事録の確認につきましては、公益側委員は私、労働者側委員は中島委員を、使用者側委員は峯下委員をそれぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 　それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。